

箕面市長賛成意見書提出！

住民の安全と財産を守る自治体の責務を貫く

平和のまち条例の制定を！

無防備地域宣言運動全国ネットワーク事務局

大阪府箕面市の藤沢純一市長は、国立市に続いて全国で2番目に無防備平和条例（条例案の名称は「箕面市平和のまち条例」）について賛成意見書を二月二〇日の定例議会に提出しました。これまで、国立市を除く全ての自治体

の首長が、自治体の責務を放棄し国の言いなりになっているなかで、藤沢市長の決断は特筆すべきものです。第二に、平和的生存権は憲法にあるから必要ないという批判や自治体は無防備地域宣言できないという、これまでの論点について、市長意見書で明確に反論しています。市長意見書に盛り込んだという点では、国立にもないもので、初めてのものと言えます。

市長意見書の要点は、「…箕面市において平和について具体的に保障するための条例を制定することは、地方自治の本旨である団体自治を貫く観点から

も意義あることだと思えます。また、市民の安全・財産を守ることは、地方自治体の最も基本的な仕事です。…平和的生存権について、日本国憲法の前文で規定されているので不要との意見

もありませんが、市民の安全・生命を守り、平和のまちづくりを進めるための最も根本的な考え方であり、条例を制定するとすれば重要な規定である。…

赤十字国際委員会コンメンタールにより地方自治体において宣言できる可能性があるとすれば、その可能性について研究する必要があると考えます。その上に立って、市民の生命・財産を守る

ことが地方自治体の事務であることに照らして、ジュネーブ条約第一追加議定書第59条に掲げる事態となつたときに無防備地区宣言を行なうことを条例で規定することは可能であると考えます。」です。

第三に、箕面市は国民保護計画のパブリックコメントに対する回答で無防備地域宣言について「地方公共団体が宣言できない」という国の見解を示しているにも関わらず、市長意見書では

市民の安全・財産を守ることは、地方自治の本旨である団体自治を貫く観点から、地方自治の本旨である団体自治を貫く観点から

実質可能との立場を示していることです。市長は「国民保護計画や無防備地区宣言などあらゆる施策の活用を検討していくことが必要」と、自治体の責務を貫く観点から「宣言の」可能性について研究する必要がある」としています。

総じて箕面市長賛成意見書は、国民保護計画を策定していない国立市の場合とは違い、国民保護計画を策定し、かつパブリックコメントで無防備地域宣言を否定している自治体においても

住民の平和と安全・財産を守る自治体の責務を明確にし、貫くなら条例制定の選択ができるという、極めて大きな意義をもつものです。これによれば、国民保護法や武力攻撃事態法、はては自衛隊法と抵触するという根拠のない

論拠を、国民保護計画を策定した自治体から実態において論破したといえます。今後のどの自治体でも、自治体の責務を明確にすれば条例制定は可能と

いうことを示したのです。

藤沢市長の決断は、英断であり、箕面市民の平和に対する熱い思いと運動とともに、全国的な支援と激励で支える必要があります。全国から、市長として市民の会へ激励を、箕面市議会と議員の皆さんに、ぜひ条例を制定するようにに激励と要請をしましょう！

請求代表者意見陳述
委員会審議
3月2日(金)10時
3月7日(水)10時

藤沢純一市長へ激励を！

箕面市役所秘書課 072-723-2121（代表）

ファクス番号 072-723-2096

メールアドレス hisyo@maple.city.minoh.lg.jp

箕面市平和のまち条例をつくる会

minoo-heiwa-j@infoseek.jp

議会に条例制定の要請を ファクスかメールで

議会事務局 電話 072-724-6705 直通

FAX 072-724-1568

総務課 gikai@maple.city.minoh.lg.jp

議事課 giji@maple.city.minoh.lg.jp